附則第二十七条第十五項から第十七項までの規定中「第四十三条第三項」を「第四十三条第二項又は第三項」に、「第四十三条第三項若しくは」を「第四十三条第三項又は」に改める。

附則第三十条第二項から第四項までの規定中「第四十三条第三項の」を「第四十三条第二項又は第三項の」に改める。

（平成八年厚生年金等改正法の一部改正）

第四十九条　平成八年厚生年金等改正法の一部を次のように改正する。

附則第十六条第十四項中「第九十二条第二項」を「第九十二条第三項」に改める。

附則第三十三条の二に次の一項を加える。

２　旧適用法人施行日前期間を有する者が老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後に厚生年金保険法第四十四条の三第一項の申出をしないで当該老齢厚生年金の請求を行った場合（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされる場合に限る。）における前条第一項の規定により適用するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十四条第一項第二号中「国等（同項に規定する国等をいう。第三項第二号において同じ。）」を「国」に改め、同条第三項第二号中「国等」を「国」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第四項中「申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合における当該申出を含む。附則第二十三条第三項及び第二十四条第五項において同じ。）」を加える。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第五十一条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号。次条から附則第五十四条までにおいて「協定実施特例法」という。）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第十八条第一項中「一年を経過する日」を「一年を経過した日（以下この条において「一年経過日」という。）」に、「六十六歳に達した」を「六十六歳に達した日」に、「起算して一年を経過した」を「一年経過日」に、「老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して一年を経過した」を「一年経過日」に、「七十歳」を「七十五歳」に、「起算して十年」を「起算して五年」を「起算した日」を「十年経過日」に改める。

第五十二条　協定実施特例法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「は「十年経過日」の下に「と、同条第五項中「七十歳に達した日」とあるのは「その受給権を取得した日から起算して五年を経過した日」と、「八十歳に達した日」とあるのは「当該老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して十五年を経過した日」」を加える。

（協定実施特例法による支給の繰下げに関する経過措置）

第五十三条　附則第五十一条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条第一項の規定は、施行日の前日において、老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して五年を経過していない者について適用する。

（受給権を取得した日から起算して五年を経過した日後の協定実施特例法による老齢基礎年金の請求に関する経過措置）

第五十四条　附則第五十二条の規定による改正後の協定実施特例法第十八条第一項の規定は、第九号施行日の前日において、老齢基礎年金の受給権を取得した日から起算して六年を経過していない者について適用する。

（平成二十四年一元化法の一部改正）

第五十五条　平成二十四年一元化法の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項中「第四十六条第一項に規定する支給停止調整額」を「第四十六条第三項に規定する支給停止調整額」に、「。次条第二項において」を「。以下」に改め、同条第二項中「、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額が」を削り、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項に」を「厚生年金保険法附則第十一条第一項に」に改め、「）との合計額」の下に「から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額が、当該合計額」を加え、同項各号を削る。

附則第十五条第一項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項」を「厚生年金保険法附則第十一条」に、「定める額」を「相当する額」に改め、同条第二項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項各号に定める額」を「厚生年金保険法附則第十一条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の」を「同項の」に、「同条第一項各号に定める額」を「同条第一項の規定による総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額」に改め、同条第三項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項及び第五項」を「厚生年金保険法附則第十一条」に改める。

附則第十七条第二項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第二十三条第三項中「平成四十年まで」を「令和十年まで」に、「平成三十八年十月」を「令和八年十月」に、「平成三十九年十月分及び平成四十年十月分」を「令和九年十月分及び令和十年十月分」に改める。

附則第三十六条第六項中「平成三十七年十月一日以後」を「令和七年十月一日以後」に改め、同項の表中「平成三十七年十月一日」を「令和七年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に、「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に、「平成三十九年九月三十日」を「令和九年九月三十日」に、「平成三十九年十月一日」を「令和九年十月一日」に、「平成四十年九月三十日」を「令和十年九月三十日」に、「平成四十一年九月三十日」を「令和十一年九月三十日」に、「平成四十一年十月一日」を「令和十一年十月一日」に、「平成四十二年九月三十日」を「令和十二年九月三十日」に、「平成四十二年十月一日」を「令和十二年十月一日」に、「平成四十三年九月三十日」を「令和十三年九月三十日」に、「平成四十三年十月一日」を「令和十三年十月一日」に、「平成四十四年九月三十日」を「令和十四年九月三十日」に、「平成四十四年十月一日」を「令和十四年十月一日」に、「平成四十五年九月三十日」を「令和十五年九月三十日」に、「平成四十五年十月一日」を「令和十五年十月一日」に、「平成四十六年九月三十日」を「令和十六年九月三十日」に、「平成四十六年十月一日」を「令和十六年十月一日」に改める。

附則第四十九条第四号中「国等（同項に規定する国等をいう。以下この号において同じ。）」を「国」に、「、国等」を「、国」に改める。

附則第六十条第六項中「平成三十七年十月一日以後」を「令和七年十月一日以後」に改め、同項の表中「平成三十七年十月一日」を「令和七年十月一日」に、「平成三十八年九月三十日」を「令和八年九月三十日」に、「平成三十八年十月一日」を「令和八年十月一日」に、「平成三十九年九月三十日」を「令和九年九月三十日」に、「平成三十九年十月一日」を「令和九年十月一日」に、「平成四十年九月三十日」を「令和十年九月三十日」に、「平成四十年十月一日」を「令和十年十月一日」に、「平成四十一年九月三十日」を「令和十一年九月三十日」に、「平成四十一年十月一日」を「令和十一年十月一日」に、「平成四十二年九月三十日」を「令和十二年九月三十日」に、「平成四十二年十月一日」を「令和十二年十月一日」に、「平成四十三年九月三十日」を「令和十三年九月三十日」に、「平成四十三年十月一日」を「令和十三年十月一日」に、「平成四十四年九月三十日」を「令和十四年九月三十日」に、「平成四十四年十月一日」を「令和十四年十月一日」に、「平成四十五年九月三十日」を「令和十五年九月三十日」に、「平成四十五年十月一日」を「令和十五年十月一日」に、「平成四十六年九月三十日」を「令和十六年九月三十日」に、「平成四十六年十月一日」を「令和十六年十月一日」に改める。